

(2) 関西 (市村好弘 岡田隆 垣内陽子 川越純一郎 桐野由美子 合田誠 桜井智恵子  
曾田俊子 富田定芳 名井信一 農野寛治)

## 1. はじめに

これまでの社会福祉の制度や施策は、人間の生存権をはじめとして生活・教育などの諸々の社会権を確保すべく取り組まれてきた。しかし、現代の社会においては、単に社会権の獲得だけではなく、個人の意志や人身の自由などの自由権をも保障する方向へ向かっている。つまり、社会権の確立と同時に、自由権をも社会福祉のシステムに組み込むことを想定し始めたと言える。これは、第二次世界大戦以降、個人の尊厳を尊重する人権思想が世界的な潮流となったこと、さらにはその中で、社会が個人を恣意的に扱うことへの反省がある。

1994年に日本でも批准された児童の権利に関する条約では、子どもにも大人と同じく市民としての観点から、子どもの社会権と自由権とを認めている。そこでは単に大人から一方的に庇護されるだけの存在ではない一個の人間としての尊厳を見いだすことができる。この児童の権利に関する条約の国内での発効に伴い、児童養護施設等に措置される子どもに対して、権利を説明する小冊子が配布されるようになったことや、児童相談所と施設とが、それぞれに家族と子どもへの支援計画を策定することになったこと、また施設でのケア基準の策定など、個別の子どもや家族へのきめの細かい援助とその場合に社会が担う説明責任 (accountability) を確保しようとしていることは、前述の自由権保障の流れにそったものとして評価できる。しかし、真の意味での自由権を保障するためには、子どもや家族の意志が十分に表明されることが必要である。そして、個人の意志が十分に表明されるためには、意志を形成するための情報が的確に提供され、当事者によって、それらが吟味されていることは欠かせない条件である。

今回実施された調査は、児童養護系の施設、特に児童養護施設と児童自立支援施設、里親に措置委託された子どもと家族とが、どのような情報提供を受けているかの実態を調べたものである。

従来からこれらの施設では、人間関係の不調によって示される様々な問題の増えの中で、個人の意志と社会通念とが相容れない様相を示す家族の存在が示唆されてきた領域である。それはいわば社会の意志と個人の意志とをめぐって拮抗している状態の中で「子どもの社会的保護の是非を判断する」という事態に直面してきたと言える。

痴呆性老人の介護の問題は家族だけでは限界があり、高齢者の社会的な介護の必要性が一般的にも認められるようになったことで、老人の居住施設が過去の社会福祉施設に付せられたスティグマの呪縛から解放された。また、利用・契約の観念をいち早く獲得し、また女性の社会的な自己実現という誘因によって、働く女性の増加を促した結果、就労する女性の社会的子育て支援の要求から、保育所が利用という観点からは柔軟性の乏しい行政措置制度からの脱却を試みるなどの動きが近年の社会福祉施設を取り巻く状況にはある。

このような中で、児童養護系の施設は前述したように、利用する側の意志と動機づけにおいて、そのサービスを提供する社会の側と一致しないケースも存在する。社会的なサービスを受けるということは、利用者側の同意を前提とする方向が現代の潮流であるとするなら、これらの児童養護系の施設については、一体どのように考えてゆけば良いのら

うか。この結論は早急には考えられないし、また的確な方向性を示すには、まだまだ力量はないと思う。しかし今回の調査は、あくまでも現時点での実態調査であり、その域を超えるものではないとしても、少なくともこの問題を検討する上で妥当性と信頼性のあるデータをまとめて提供することには真摯な姿勢で望みたいという研究者や現場の実践家が集まって実施したものである。この報告をもとに関係者が議論をより深めていただくことができれば、私たちの労は報われるだろうと考えている。

今回の調査を実施するにあたって、どのような視点や枠組みを構築したのかということ、まず始めに提示しておくことにする。今回の視点は、前述してきた目的に沿って「児童養護系の施設を利用・契約型として見た場合」とする。その枠組みとしては、次の5つのものを想定した。

- ①保護者や子どもにサービス選択の余地があること。
- ②そのために、きめの細かい情報が提供されていること。
- ③サービスの選択が保護者や子どもにとって納得がいくものであること。つまり、利用者側が自身のニーズを把握・理解し、サービスを受けることがその充足につながるという点で一致していること。
- ④サービスを受けることによる成果が見えていること。
- ⑤サービスの成果を検討し、場合によっては不服の申し立てや、サービスを途中で解除することができること。

## 2. 調査の概要

### 1) 調査対象の抽出と対象数

調査対象は、A児童相談所がここ1年以内に、児童養護施設、児童自立支援施設または里親に措置したケースの中から、情報提供等で問題があったと考えられるものを中心に、下記の7つの枠組みで抽出した。

- ①親や児童の意向と児童相談所の意向とが反したケース（1）
- ②複数の児童福祉施設を紹介したケース（2）
- ③施設側が受け入れを拒否したケース（3）
- ④保護者が、強引に児童の引き取りを要求したケース（1）
- ⑤高校生ケース（2）
- ⑥保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース（3）
- ⑦児童自らが積極的に施設入所を求めたケース（5）

この枠組みに基づき、12ケースを抽出したが、1ケースは一時保護のみで措置に至らず、調査対象からはずした。その結果、最終的には11ケースを調査対象とした。

当然のことながら、抽出された調査対象は、7つの枠組みの複数にまたがるものがある。重複を含めて、調査対象の11ケースを分類した結果が、枠組み末の（ ）内の数値である。

### 2) ヒアリングの視点およびヒアリング者

ヒアリングは、調査対象ケースについて、ケース担当の児童福祉司、措置委託先、保護者さらに児童自身の4者に対して行った。関係者ごとのヒアリングの視点は、以下の通りである。

ヒアリングは、ケース担当の児童福祉司および措置委託先については要保護児童の福祉を専門とする研究者が、保護者および児童については担当の児童福祉司以外の児童相談所職員が行った。ただし、保護者へのヒアリングは、今後の円滑な援助関係が阻害される状況が想定される場合など、実施上の問題がある場合には実施しなかった。

①児童福祉司

- ・他の施設や里親制度についての説明を行ったか。
- ・具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ児童本人に伝えたか。
- ・児童および保護者に対し、入所理由および入所対象施設をどう説明したか。
- ・入所理由および入所対象施設についてどのように理解しているか。また、その内容は児童および保護者に説明した内容と同じか。
- ・今後、どのように情報提供を行うべきと考えているか。

②措置委託先

- ・児童および保護者に対して、施設をどのような説明をしたか。
- ・処遇内容が妥当であるか否かをどのように判断しているか。
- ・児童や保護者の意向について、児童相談所からどのような説明を受けたか。
- ・今後、どのように情報提供が行われるべきと考えているか。

③保護者

- ・入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか
- ・他の施設や里親制度についての説明を受けたか。
- ・具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか。
- ・今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか。

④児童

- ・入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか。
- ・他の施設や里親制度についての説明を受けたか。
- ・具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか。
- ・施設入所後にどのような（親の動向など）情報提供を受けたか。
- ・施設生活をする上で、著しい不満が生じたことがあったか。もしあるならば、どのように対応したか。
- ・今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか。

3) 調査期間

調査期間は、平成10年10月13日から11月13日まで。各調査メンバーが個別に時間調整の上で実施した。

3. 関西ワーキング・グループの構成

【本研究会会員】 津崎哲郎 山縣文治

【関西担当会員】 市村好弘 岡田隆 垣内陽子 川越純一郎 桐野由美子 合田誠  
桜井智恵子 曾田俊子 富田定芳 名井信一 農野寛治

#### 4. 調査結果の総括

はじめに契約・利用型施設であるための5つの枠組みを提示したが、それに基づいて若干のコメントを付して結果の総括とする。

##### 1) 保護者や子どもにサービス選択の余地があること

養護系児童福祉サービスについては、多くの地域において量的には選択の余地はあるが、A自治体のような都市部の一部においては、量的不足もみられる。また、委託先のケア能力や地理的条件など、質的には問題を抱えている場合が多い。

ケース4では、すでに高校生であり、学区内での通学可能という条件によって、措置に関しては、ほとんど選択の余地はなかった。その他にも、ケースの状況からくる諸条件で、措置委託先そのものが、かなり絞られているものもある。

##### 2) 選択のためにきめ細かい情報が提供されていること

児童の権利に関する条約や社会福祉基礎構造改革などの動きもあって、子どもや家族への情報提供に関する現場の意識はかなり高い。措置決定に際して、提示できる視覚的資料、措置委託先の見学、措置委託先による施設説明など、情報提供の内容や方法については、今後検討すべき課題は多い。

ただし、日課や設備、提供資源など措置委託先のハード面の説明は比較的可能でも、既委託児童の様子や生活の雰囲気、職員の子どもに対する対応の仕方などソフト面の説明はケア目標との関係等もあり、困難な部分も見受けられる。この点では措置委託する児童相談所が各措置委託先と、かなり緊密な関係を常時保ち、両者がいかに質量とも情報を共有できているかが課題となる。

措置委託先見学に関しては、もし子どもが見学後に拒否した場合、どれだけ代替のものを提供できるかということになると、現状では、あれもこれもという選択肢がないことも現実には存在する。さらに、措置後についても委託先の変更が自由であるという状況は、子どもが安定しないというおそれを増すことにつながるかもしれない。

##### 3) サービスの選択が保護者や子どもにとって納得がいくものであること

これは、児童養護系の施設においては、かなり難しい問題である。今回の調査においてもみられるように、児童福祉法第28条の措置などによる入所では、保護者との連携が困難な場合もある。それでも保護者や子どもを説得し納得させている努力が伺えるが、ソーシャルワーク技能を駆使しながらクライアントを支援するということを考えた場合、現行の児童相談所職員の体制では、個々人に大きな負担がかかっていることも容易に予想できる。

##### 4) ケアに対する成果が見えること

養護相談のケースは刻々と変化している。そして、その変化に柔軟に対応するのがソーシャルワークである。このような認識が相互に共有できるクライアントには、サービスを受けることでの効果も当初から明確に理解される。しかし、そのようなケースばかりではないことは、今回の報告にもみられる通りである。

子どもも保護者も措置を受けることで生活が大きく変化する。その変化を把握しながら、

援助が行われるが、予測のつかない事態がその中で生ずることもある。ケース3では、施設に措置された後に、後から措置された子どもに振り回されて問題行動を起こしている。措置する時点で、ケースがどのように展開するか細心の注意を払って検討しておくことが重要であるが、情報提供は、施設措置後も継続的に必要である。親子にとって必要な情報は常に動いており、その中で必要な情報を把握して提示し、利用者の合意をその都度得るということが必要である。

当然のことながら、措置委託後に必要な情報も存在する。とりわけ、援助計画に沿って計画的にケアを実施する場合、目標達成に必要な外部情報が常に存在する。これは、ケアの最大の目的であるケア効果を高めることにつながる。

#### 5) 不服の申し立てなどサービスを途中で変更あるいは解除することができること

ケース11のように、一時保護所や施設から保護者が強引に引き取っていく場合がある。これは決して特異なケースではなく、従来からも要保護児童の現場では散見された問題である。子どもの最善の利益の保護が侵される事態は、当然問題である。

これらの状況に対して、児童福祉法第28条の適用や子どもの身柄の確保、保護者が自宅に連れ帰ることを阻止する保全処分などの方策が実施、検討されてきているが、このような問題は、利用・契約という観点とはかなり趣を異にするものである。一方では、施設入所の社会的権限の強化が、もう一方では、保護者や子どもの拒否権の保障と、社会的な権限からの回避との双方を確保できるシステムが求められている。一見相矛盾する2つの要求を、一つのシステム内でどのように調整するか、また法的枠組みのみならず、実践場面の有効性をどう高めるかが課題である。

#### 4. おわりに

今回の調査は、あくまで入所時の情報提供のあり方に焦点を当てたものである。しかしながら、単に施設入所時点での取り組みだけでなく、入所後の時間的経過の中で論ずべき課題も多く浮かび上がってきた。つまり、①施設入所以前にいかに保護者や子どもを説得、納得させられるかということ、②どのような資源を集めるとそのようなサービスを構築できるのかということ、③子どもが施設に入所した後に、家族や子どもと関わる諸機関が、どのように連携しどのような情報を収集して、どのような情報を保護者や子どもに提示するかということ、④子どもや家族が受けているサービスの不満や不服がある場合にはそれを受け止める第三機関が必要であることなど、入所時の情報提供との関係で対応や内容が変わるものの多いということである。すなわち、かなり総合的で、しかもその部分部分において整合性のある情報提供のシステムが求められるということである。

これらの総合的なシステムの中で、情報を収集し提供することは、相当な責任を要する。果たしてどこが、その情報に対する説明責任(accountability)や対応責(responsibility)を担えばよいのか。今回調査したケースは、多くの事例のほんの断片的なものにすぎない。しかしながら、その中で実務上検討すべき多くの課題が明らかにされたことも事実である。

5. 個別ケースの概要

<p>ケース No. 1</p>	<p>性別および年齢</p> <p>男 11歳</p>	<p>ケース抽出上の類型</p> <p>・施設側が受け入れを拒否したケース</p>
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は実母。主訴は「家出、万引き。本児も一時保護所入所を希望している」。子どもはきょうだいで家出。他県で保護され、警察より本児童相談所に照会。子どもたちは一時保護所の印象が良く、施設入所を希望。親権者の実母も本児らに手を焼いており同意する。</p> <p>担当の児童福祉司は早期から施設措置を想定して対応する。教護ケースではあったが、児童養護施設入所をすすめ、子どもたちと実母に説明、説得し措置した。</p> <p>しかし、施設措置後に本児が問題行動を起こしたため、施設より措置変更の希望がでる。再相談者は、児童養護施設の施設長。主訴は「施設内不適応。処遇について相談したい」。児童養護施設、実母、本児と相談の上、児童自立支援施設に再措置された。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>最初の措置先である児童養護施設は、児童相談所の判断で選択。理由は、子どもの学力が低く、当該施設が院内学校を設置していること。また、院内学校と施設生活との連携で、きめの細かい指導を期待していた。実母と子どもには、児童福祉司が施設のパンフレットを使用して説明。また、心理判定員同席での説明もした。実母は自身の生育歴の中で施設生活の体験があったらしく、説明に理解を示し、好印象を持った様子。実母の希望としては、兄弟で問題行動を起こしていたため、別々の施設を希望していたが、同一施設にすることについては児童相談所で判断した。本児は施設措置に揺らぎもあったが希望はでなかった。</p> <p>再措置については、関係者は「仕方ない」というもので要望は出なかった。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童養護施設および児童自立支援施設での聞き取りを実施。児童養護施設では、実母・子どもたちともに入所時に施設の説明をした。要望は特になかった。入所後、本児のみ問題行動を起こしたが、問題を起こすと次は児童自立支援施設という了解が子どもたちの中にはある。</p> <p>児童自立支援施設には実母はわらをもすがる気持ちで来た。通常この施設に来る保護者の関心は「子どもが落ち着いてくれること」、「子どもを施設に預けることが親として間違っていないか」というところにある。このケースの場合も同じ。その他に実母からの要望はなかった。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>入所の際に措置の理由についての説明を受けた。施設のパンフレットを見せてもらい、日課、面会、外泊、小遣いなどの説明を受けた。進路についてもその都度相談していこうと説明された。里親制度の説明についてはなされていない。施設措置の決定を知らされたのは、子どもが既に施設へ行く決心をしていたので、入所する数日前。</p> <p>今後の情報提供についての希望は、入所決定までの間に、面接の中でその都度、疑問に答えるための説明が行われたので、そのようにしてほしい。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>入所の際の説明については、児童相談所に来た理由、施設での日課、服装、小遣い、施設を逃げた時の罰。里親制度については知らされていない。具体的な措置施設の決定の告知は、2週間前。施設に入所した後に受けた情報としては、母親が面会に来て家の様子を知った。</p> <p>施設での生活に不満はない。年上の子にいじめられるかと思ったが、そうではなかった。2回無断外出したが施設での不満ではなく、外の世界を見たかったから。</p> <p>今後の情報提供についての希望は特にない。</p>		

## ケース報告者からのコメント

このケース事例を調査して、児童養護系施設の利用者への情報提供という観点から、いくつかの課題や現状の問題点を指摘することにする。

1. このケースでは、子どもは施設に措置される以前に他府県の一時保護所での生活を短期間体験していた。子どもが一時保護されている中で、施設措置の説明がされる時に、一時保護所との対比で施設の生活が説明されることもあるということを経験した。児童福祉司から説明があった。  
現状では、一時保護所での子どもの行動観察記録などにより、措置委託先との関わりがあるが、それ以外の保護所との情報の交換はあまりない。委託先と保護所との交流がもっとあっても良いのではないだろうか。
2. このような非行のケースでは、保護者に問題意識の低いケースもよくあるが、このケースでは母親が非常に意識が高く、その分、丁寧な情報提供が行われている。保護者の意識の差異によって、情報の質や量が異なるということはあってはならないことであるが、現実には情報を与えることで逆に問題を増幅するような場合はあり得る。この問題をどのように考えれば良いのだろうか。
3. この母親は当初、施設措置先について、きょうだい非行行動を起こしていたため、別々の施設にしてほしいという希望を持っていた。通常、きょうだいは同じ生活場所を設定するが、逆の要望をしたのである。このケースの場合、児童相談所の判断により、同じ施設に措置され本児のみが問題行動を起こしており、児童相談所の判断は必ずしも否定されるべきものではないが、もし、母親の言うとおりできょうだいで崩れた場合には、一定の責任が問われるとも思う。
4. このケースでは施設措置にあたって、心理判定員も保護者への説明を行っている。このようなきめの細かい情報提供は、どのようなケースにおいてもされることが望ましいと思った。
5. 非行の子どもの場合、児童養護施設で再度崩れた場合、今度は児童自立支援施設であるという情報が、施設内の子どもたちの中で流れて形成されている。このケースでも、子どもが問題行動を起こした時に、半ば自虐的になったようである。また過度の虐待を受けてきた子どもの中に、自己評価が極度に低く、自分を責めるかたちで施設に入所することを認める子どもたちもいる。このようなタイプの子どもたちには、治療的な情報提供を行うこと、また既に施設で生活している子どもたちの情報管理の必要もあると思う。
6. このケースでは施設で問題行動を起こした時に、母親は自分が必要ではないかと引き取りを考えた。しかし、母親自身の生活の構築という問題と、本児が再度一時保護された時に数度無断外出し、問題行動を起こしたことで絶望感を持った。子どもと親との状況へのあきらめ感を支援し救い上げてくれたのが、児童自立支援施設のスタッフであったと言える。
7. このように養護問題のケースの情報提供は、委託先措置の時点だけではない問題を持っている。事前にケースの援助計画を策定し、ケースの見通しと、調整、変更なども想定し、保護者や子どもとそれをシェアしておくことの必要性を痛感した。

<p>ケース No. 2</p>	<p>性別および年齢</p> <p>男 13歳</p>	<p>ケース抽出上の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の施設を紹介したケース</li> <li>・児童自らが積極的に施設入所を児童相談所に求めたケース</li> </ul>
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は小学校の先生。虐待の疑い。長期休日の後によくタバコ跡等外傷がみられるので相談したい。児童相談所が学校とともに子どもに指導。もし何かあったら助けを求めようとセーフティネットを張っていた。父親の内妻からの虐待。本児が中学になった頃、家族に置き手紙をし家出。すぐに本児は指示されていたように中学校をやすねてゆき、中学校から警察へ。警察から児童相談所へ身柄付通告。</p> <p>主訴は、「実父は借金に追われ本児と別居中、同居している内妻よりせっかんを受けている」こと。一時保護の後、児童自立支援施設に措置。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>内妻に「出ていけ」と言われ、本児は「探さないでください」と置き手紙をして家出。その後、警察から身柄付通告。</p> <p>本児は一貫して家庭には戻りたくないという意志表示していたため、施設措置の方向で検討。教護性は低かったため、措置した児童自立支援施設以外に3、4か所の児童養護施設も子どもに提示した。しかし、本児の極端に萎縮した態度と学力の低さから、院内学校があること、きめ細かい指導で目が行き届くという選択の枠組みを考慮した結果、児童自立支援施設を父子にすすめた。</p> <p>父親には、子どもに家庭に戻るのかどうかといったことを考えさせていることを説明し、施設の具体的選択には参加させなかった。子どもにはその他の施設のパンフレットも提示したが、父親には措置施設のみ見せた。内妻とは接触なし。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>措置した時点で父親から同行したいという希望があったが、本児が拒否した。また入所当初も父親は面会に来たが、それでも本児は会わなかった。父親には本児が落ち着いたら連絡すると指導した。本児の希望は、児童相談所から一時保護所と身柄を護られてきた中で、自分が嫌なのに家庭に連れ戻されないかという不安があり、安全を確保してほしいというものであった。その他には希望はなかった。</p> <p>児童自立支援施設内の各ホームのどこで生活するかということについては、施設の方で決める。先に措置されている子どもの状態などを見ながら決定する。本児は調査した現在、施設に身柄はなく、就労指導のため措置停止中であった。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>虐待者である内妻と本児との関係から、施設で生活するのが適当であると判断されることや、施設に入所した場合の費用負担などの説明を受けた。</p> <p>他の施設については、2、3の施設の説明を受けた。里親制度の説明はなかったと思う。具体的な措置先の提示は、入所する数日前に説明された。その時には施設のアルバムを見せてもらい、施設の生活についての詳しい説明を受けた。</p> <p>今後、施設を利用する保護者にとって、どのような情報提供が行われるかという点での意見は特になかった。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所や施設で、パンフレットや口頭によって、施設の場所、学校の違い、生活について説明を受けた。里親制度についても説明を受けた。具体的な措置施設名を提示され入所の決定を告げられたのは、入所日の一週間ほど前。施設入所後に受けた情報としては、虐待者である内妻が面会を希望していることなどを知らされた。この面会については、施設から断ってもらった。施設での生活の不満としては、施設内のホームを3回変えられたが、その理由の説明がなかった。その他の点では施設生活には満足している。</p> <p>今後の情報提供に関しては、施設の見学をできるだけした方が良いと思うと答えている。</p>		



## ケース報告者からのコメント

このケースは、子どもが自ら保護を求めて児童相談所と関わったものであり、また複数の措置委託先の提示がなされている。このケースの調査をした結果から、いくつかの点について検討してみたい。

1. このケースでは、子どもの様子に気づいた学校が動いて最終的に児童相談所へ繋ぐことができている。また、児童相談所や関係者が子どもと関わり、子ども自身に緊急の事態があったときに、どのように動けば良いのかを教えるという情報提供をしている。このようなセーフティネットを張ることの必要なケースも多いが、この事例の場合はこれが非常に功を奏したと言える。

利用者のニーズというが、子どものニーズと親や保護者のニーズとの間に乖離があったり、真っ向から衝突する場合に、現状では児童相談所だけで判断し、責任を負う形になっている。平成10年から、児童相談所の一定のケースについては、児童福祉審議会の意見を聴取することになっているが、このような場合の責任のあり方については、曖昧さも残る。児童相談所の判断をバックアップすることの必要性を感じる。

2. このケースの子どもは非行に関しては、問題ないものの、結果として児童自立支援施設に措置されることになった。その理由としては、本児の過度の萎縮傾向から、きめの細かい指導をしてもらえるということと、また学力が低く、施設内で学校教育も柔軟に対応できる素地が措置決定施設にあったからである。

児童自立支援施設では従来から院内学校を併設しているところが多いが、一般学校教育との内容の格差などから、学校教育の保障が求められている。しかし、多くの学校においては、このような学力に問題のある子どもへ、きめの細かい指導ができる場所は、必ずしも多くはないであろう。これは学校教育の問題であるが、子どもの社会的な保護とそのサービスの内容を考えた時に、措置委託先だけの努力を超えたところでのサービス格差が生じる可能性も指摘できるだろう。子どもの社会的保護サービスは、もっと広い角度から考えないと、その質の議論はできないという側面があることを感じた。

3. この措置先の施設では、子どもが入所した翌日に、保護者に電話で連絡を入れ、昨夜はよく寝ていたなど、子どもの様子を知らせることにしている。また一か月後を目途として、子どもの生活の様子や子どもの考えていることなども伝える努力をしている。養護ケースでは、親や保護者との関わりが疎になりがちだが、このようなきめの細かい取り組みは必要と思った。

4. この施設で、施設長に伺ったところでは、子どもが退所の目途を勝手に作り上げてしまうことが問題であるとのことであった。関係者からの情報の中から「いいとこ取り」をしてしまう。親や保護者、関係者が子どもの気持ちを支えようとして、期待を持たせる言い方をしてしまい、子どもがそれを都合良く理解してしまう。

逆に誰に聞いても「どうせあかんもん。」とやけになっている子どもも居るとのことである。ケースの問題と設定が明確にできていない場合は、非常に指導が困難であるとのことであった。

子どもにとって最も関心のある情報とは、「いつまで施設で生活するのか」、「ここで生活していて、その後どのようになるのか」というものであるのかも知れない。

ケース No. 3	性別および年齢 女 16歳	ケース抽出上の類型 ・高校生ケース ・保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は中学校の先生。主訴は「2学期に入って全く登校しない。父子家庭で監護も十分なされていない」というもの。教員が父親を指導するも父親動かず。継続して在宅指導を試みるが、3年になっても不登校が続き、再度中学校より相談される。</p> <p>児童相談所は本児と面談する。本児の希望は生活を変えたいというものであった。また父親とも面談したが、児童相談所に対しての拒否感はなかった。しかし、調査の中で父親が本児に対して性的いたづらをしている疑いが出てきた。本児の心理判定を行うということで保護者も同意の上、一時保護。本児も直接に施設へ措置されるよりは、一時保護してほしいという希望。本児との話し合いの中で、施設措置。</p> <p>しかし、施設に措置された後、施設内で性的問題を起こし、措置変更で里親に委託。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>父親の意向は特になく、「子どもに任せます」といった感じ。本児が「直接施設に措置されるのが不安」と表明したため、一週間一時保護。保護中に措置を想定していた児童養護施設に父子で見学に行った。</p> <p>措置先の選定は児童相談所で行った。中学3年生になっていて、不登校を長期にしていたこと、学力と高校への進学という要因があったので、比較的進学可能な学区と院内学校を併設しているということで措置施設を選定。父親は、元から養育放棄に近く、また本児も公園で夜遊びをするといったところもあったため、施設措置に抵抗はなかった。</p> <p>措置変更の理由については、父親・里親ともに真の理由を告知していない。「施設では落ち着いて勉強できないので、落ち着いた環境を提供するため」と説明している。父親には「本人の希望による」と説明した。父親は、「子どもが決めることだし」とのこと。里親の制度に関しても、里親自身のことについても聞けなかった。里親には「施設での人間関係がぎくしゃくしていること」と「本児が看護学校への進学を希望しているため学習環境の保障をしてほしいこと」を伝えた。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童養護施設には、父子で事前に見学に来た。父親の子どもに対する態度は、「まあ頑張れよ」といった程度のもの。関与度は低い。施設に対しても、特に希望は言わなかった。本児からも切実な質問や要求はなかった。措置直後も問題なく、どちらかと言えば「久々にいい子が来た」という印象。</p> <p>しかし、本児が措置された後に施設にやってきた女兒にかき回され、引っ張られる中でストレスが増し状況が悪化した。また、本児が進学できた高校は、どちらかと言うと学区では低いレベルで荒れている。本人の思うような高校のイメージとは違うことも要因としてはあった。このような中で、施設での問題行動が起きた。</p> <p>措置変更については、施設から児童相談所へ依頼。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所から委託予定の里親について具体的な説明を受けた。以前から色々と説明を受けていたので、特に詳しい説明は求めなかった。措置決定については、約2週間ほど前に告知された。</p> <p>今後の情報提供の希望については、今回程度で良いと思う。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所から事前に里親について説明を受け、候補の里親宅を訪問した。その他にも2か所の里親について情報を提供され説明を受けた。約2週間前に意志確認がされ、決定した。里親に委託されてからは特別に情報提供はない。不満については、里母が厳しすぎる。子どもの気持ちを理解していないように思える。しかし、普通の家出もあることと我慢した。</p> <p>今後の取り組みとしては、見学や実際に1日体験生活をするのも良いと思う。</p>		

## ケース報告者からのコメント

このケースは、不登校相談から、実父による性的虐待の疑い、そして児童養護施設措置を受け、その施設内で性的問題を起こして、再度措置変更で里親へ委託されたものである。

このケースを調査して課題などを述べてみたい。

1. このケースでは、保護者である父親に「子どもに任せる」という養育放任の傾向があり、特別に保護措置に抵抗はなかった。また施設の見学にも参加している。  
措置委託先の情報としては、たとえば、日課や生活している子どもの数や学齢などの情報提供は可能でも、その具体的な様子（たとえば、建物設備や環境など）になると実際に見学することが必要であろう。
2. このケースの場合、親子で施設見学に行った時に、既に措置されていた児童数名が、遠方から本児を見て何か声を出したらしく、何を言っているのかは本児にも判明できなかったが、何か心に残るものがあったらしい。見学に應對した施設の職員が何かを感じたと話してくれた。  
本児の場合、自らの申し出で、直接施設に入所するよりも一時保護をしてほしいというものであったことから、初めて見学した施設で起きたこの場面は、本児の気持ちの上で何かの影響を与えたかも知れない。  
事前の措置先見学については必要性も感じるが、一方ではその中で子どもが何を感じるか、あるいは感じたかということも想定して置く必要があるかも知れない。
3. ハード面の情報（たとえば、日課や小遣い）は可能でも、ソフト面の情報（たとえば、生活の雰囲気、職員の子どもへの対応の仕方など）ということになると、かなりむづかしいものがあるように思う。また、このケースでは、本児の措置後に入所した子どもが、施設の子ども集団を乱し、本児が引きずられるかたちで、またストレスを与えられることで問題行動へと発展した。  
このことから、児童相談所の情報収集という点で、現在どこの施設にどのような子どもが入所しており、子ども集団の様子はどのようなものであるのかといったことや、措置した子どもに対してどの職員が、どのような関わりをするかといったソフト面の情報を随時把握することの必要性を感じる。
4. このケースは最終的に里親に措置されたが、措置変更の理由は再措置先である里親にも、また保護者にも伝えられていない。このように措置理由に直接関わる事実の告知が誰にもなされないままに委託されるようなケースは特異な場合であるとしても、何らかの理由により、事実が関係者に開示されない場合は十分に想定できる。そのようなケースについては、情報の制限や加工や保護ということを担当するシステムが必要と思う。
5. 措置理由は親や子どもにとって二つの意味で重要である。ひとつは、なぜ彼らにとってそのサービスが必要なのかを明らかにすること、もうひとつは、それが明らかにされることで、親や子どもが自身を育成する事への指針となるということである。それゆえ、極力関係者が措置理由をお互いに理解し、納得し、共有できることが必要となるが、現実には、このケースのように、必ずしもこれが容易なケースばかりではない。  
この点から考えると、家庭裁判所を通じてケースをオープン化していくことがもっと求められるかも知れない。措置理由共有は治療的要素を含むことが望ましい。したがって、ファミリーカウンセリングやセラピーといったサービスを同時に提供することが求められる。

ケース No. 4	性別および年齢 女 18歳	ケース抽出上の類型 ・高校生ケース ・児童自らが積極的に施設入所を求めたケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は本児。「継母との関係が不良で、自ら相談を求めて来所」。幼児から学童の7年間を過ごした他県の児童養護施設の職員に相談を持ちかけたことで、管轄の児童相談所から通告。担当の児童福祉司が調査をしたが、本児と保護者とは面談できず。その後、友人と家出をし、直接保護を求めて来所し、直ちに一時保護。本児の訴えは、「これ以上、継母からの過度の依存には耐えられない。このままでは自分自身の生活が成り立たない」というもの。</p> <p>以前生活した児童養護施設退所後家庭復帰したが、継母は家事など一切せず、パチンコやアルコールに浸る生活を繰り返していた。そのしわ寄せが長女である本児にふりかかってきた。弟や妹のことを思い耐え忍んできたが限界となる。本児には継母との関係を断ち切りたいという思いが強いが、親子関係の再構築の必要性も認められる。児童相談所は、児童養護施設入所の方向で相談を進めた。継母と面談し了解を得て、児童養護施設への措置となった。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所では、本児の処遇方針として継母との関係修復への対処のため、児童養護施設措置から里親委託を想定する。里親制度について本児に説明はするがイメージが湧かないことや、同様に継母にも説明すると強い拒否があったので児童養護施設措置の方向に絞られた。</p> <p>本児は、措置施設には当初より同意していた。その他の希望としては現在の学校を卒業まで通い続けたいとのこと。所轄の児童養護施設は全て定員の関係上、措置が困難であったので、他県の施設を検討する。</p> <p>結局は通学可能な他県の施設を選択。一時保護所に措置委託先の児童養護施設職員が来所して本児と面接し、施設の概要などを説明する。継母としては施設措置は本意ではないものの児童福祉司の説得もあって、本児の意向を尊重し、入所に同意する。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>担当指導員よりヒアリングを実施。入所時、継母等保護者は同行せず、本児にパンフレットを利用して施設の日課などを説明する。本児はアルバイトを希望するが、「生活に順応する時間や通学に慣れる時間が必要であり、当面はアルバイトはせず、落ち着いてからする」ように助言し、本児も了解する。その他、施設での生活は既に経験があるので不安は示さない。</p> <p>施設からは、児童福祉司に対して、親子関係の再構築のためにも継母との連絡・調整を依頼した。措置後、継母から数度電話連絡があったが、要望というよりアルコールの勢いのせいかな愚痴が多かったとのこと。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所から、家族全体のことを心配している、本児のことについても相談に乗りたいと話をして、良い印象をもてた。里親制度のことを説明されたが、母親自身がその利用を拒否した。母親は、遠いところの方が良いと希望し、その通りになった。措置先決定の告知は措置実施の数日前に知らされた。</p> <p>今後の情報提供については、現在の説明で十分と思う。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>入所前の説明については、措置後も親との関係を大事にすべき等のことを話された。転校せずに入所できる施設に限られるので、この施設しかないという説明だった。入所決定は措置の3日前に知らされた。入所後の情報提供は特にない。親に関する情報については、外泊できるので必要なかった。施設生活での不満は、柄が悪い、人間関係も良くない、勉強できる環境にない。家よりはむしろ我慢した。良い面は、他の子を見ることで自分を見直せることと、同じような環境にある友人ができたこと。</p> <p>今後の情報提供については、自分がイメージしていた施設での生活と実際とは全く違っていた。できるだけ実態が良くわかるように説明すべきと思う。行事、日課等は細かく、施設の悪い面も説明しておいた方が良く思う。</p>		

## ケース報告者からのコメント

本ケースは、高校生で、友人と家出し保護を求めてきた経緯から、継母との関係修復は短期間では困難が予想された。また、施設に入所したいという本児の決意は、一時保護所で父母に宛てた手紙の内容から判断して固い考えられ、児童養護施設に措置されたものである。このケースからいくつかのコメントを述べたい。

1. 児童福祉司は措置の決定に至るまで、本児および継母からの意見・要望を傾聴していた。処遇方針については、施設措置だけでなく、里親制度についても説明されていた。しかし里親委託については、継母が強く反対したので、児童養護施設が措置先として絞られた。
2. 児童養護施設委託先の選択肢提示については、課題を残しているのではないかと考えられる。つまり、選択肢の幅が当初より限定されていたからである。管轄の児童養護施設は定員上、すでに入所の余地がなく、他県の施設を想定せざるを得なかった。その上、本児からの要望で、現在通学している高校を転校せずということが加わったため、現実には近隣の県の一施設のみ提示となった。すなわち、提示された何施設かの中から本児が選択・決定したのではなく、限定された施設で、それに条件を加味するだけで選択肢がなくなってしまったのである。管轄の児童養護施設の入所状況が課題の背後に存在していたのは理解できるが、せめて2、3の選択肢を提供できればと思う。
3. 本ケースは高年齢児での入所である。一般的に言って、高年齢の子どもと施設職員との関係は、子どもの生活の範囲や時間の幅が広く、単なる指示や管理の枠内では収まらない。相互の信頼関係や話し込みによる理解が必要である。いわばお互いに相当な緊張関係を持ちつつ施設生活が営まれると言える。したがって、高年齢に達してからの入所には、相当の配慮が必要になってくる。  
本児の場合は、以前に児童養護施設での生活経験があったために、その部分についての受け入れ施設の対応は、それほど苦慮しなかったようである。しかしながら、施設生活が初めての場合は、単に入所当日にパンフレットを使用した口頭説明だけで施設生活を了承して納得できるとは考えがたい。よって、施設生活における情報提供のあり方に改善の余地が大いにあると考えられる。
4. 入所後に保護者や児童相談所に対する施設側からの情報提供のあり方についても検討する必要が認められた。本ケースでは保護者は入所当日はもちろんのこと、入所後も積極的な本児への関わりはなかった。施設側からも、継母への働きかけは必要最低限にとどめられていたようである。継母との親子関係の再構築が援助計画に取り入れられていたが、施設での子どもの生活の様子などから、自立も想定しなければならなかった感があり、退所に至るまで親子関係の再構築への取り組みは十分には果たせなかったようである。  
近年、施設に家族調整の役割が求められるようになってきているが、このケースのように、本児と継母の拒否的關係の緩和のために、継母に本児への関わりや、保護者としての自覚を促すことなどを、施設だけで行うことは困難である。ただし、情報発信基地としての役割を踏まえ、本人に関する施設での情報を継母や児童相談所へ提供することは必要であろう。

ケース No. 5	性別および年齢 男 15歳	ケース抽出上の類型 ・保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は児童養護施設長。主訴は、「父子家庭で入所中の児童が15歳を迎え、高校進学 の希望を持っているが、当該施設には高校生の受け入れ体制がないため、措置変更を希望。父 親の生活も安定していない」とのこと。</p> <p>初回の入所は、本児および兄が小学生時に、父親が十分に養育・監護ができていなかったた め、警察より身柄付通告があったもの。兄は中学卒業後、就労し退所するが、仕事は転々とし ていた。本児も兄と同様に中学卒業後、就労を考えた時期もあったが、施設職員から「高校に 進学してからでも遅くない」という助言で、進学を目指すことになる。</p> <p>受け入れ先に関しては、本児の希望する学科と学力を軸に児童相談所が検討する。措置変更 については本児および父親ともに了解していた。</p> <p>しかし、父親の態度に積極性が見られず、本児の進路は児童相談所や児童養護施設の職員へ 任せきりの状況であった。高校選択は徐々に絞られはじめ、その結果、もっとも適当な距離に 位置する児童養護施設が候補にあがる。その施設へ児童相談所から打診、最終的に希望した高 校に合格時点で措置が決定した。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童福祉司は在籍する児童養護施設で、本児と面談し意志確認を行う。その際に「進学する なら、今後の受け入れ先の選択は里親制度か他の児童養護施設になる」と説明。本児は里親の イメージが湧かず児童養護施設を希望する。父親の意向確認は、電話や手紙のやりとりで行う。 本児、父親ともに措置に対する抵抗や要望は出ず。</p> <p>高校の選定作業に入り、1～2に絞られた時点で、進学にもっとも適した児童養護施設を本 児に提示する。高校入試前に施設見学を実施、担当の児童指導員から説明を受けて、本児も受 け入れ施設を理解する。また、児童福祉司、在籍の児童養護施設および受け入れ先の施設の各 々の担当職員3者会議を持ち、本児の状況等の確認を行う。最終的には高校に合格した結果を もって、父親に措置同意の最終了解を得た。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>担当の児童指導員にヒアリング。児童相談所より措置変更の受け入れ打診が入り、施設内で 検討して受け入れの方向で決定する。ただし、高校合格が前提条件になるのを伝えておく。そ の他、児童相談所には本児に関連する情報の提供を依頼し、必要に応じて在籍していた施設に も確認を取った。また、施設見学を本児にしてもらい、日課の説明や居室見学をするなど生活 する上で不安を少しでも除去できるように努めた。</p> <p>措置変更の当日、本児や父親からの要望は特に出なかった。措置後においても児童相談所や 前施設からの説明と不一致はなく、新しい情報としては別れた継母の動向について児童相談所 に伝えたとのことであった。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>援助関係が崩れるおそれがあり、ヒアリングできず。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>日課の説明、親との面会について、小遣いに関すること、門限時間、私物の整理、タバコの 禁止などの説明を受けた。本人としても当たり前と思うこともあった。他の施設のこと聞いた が、「空きがない」との返事だった。措置の告知は入所1か月半前。措置変更前の施設の院 内学校の教師から聞いた。本児は、現在高校在学中。</p> <p>入所後の情報提供としては、学校のこと、入所している子どもの様子、同学年の友だちのこ と、職員の氏名、担当職員、施設内のことなど。</p> <p>今後の情報提供に関しては、別に意見はない。高校生の友だちから情報を受けている。</p>		

## ケース報告者からのコメント

本ケースにおいては、児童養護施設間における措置変更という経緯の中で、変更先施設の選択・決定に際しての情報提供のあり方が問われた。その中での課題等について指摘してみたい。

1. 措置変更理由は、高校進学希望にもかかわらず、現在生活している施設において、高校生の受け入れ体制がなかったことによる。また、家庭も不安定で家庭復帰もできなかった。このようなケースの場合、高校進学を実現するためには、進学先も視野に入れた措置変更先の選定という作業が生ずる。優先順位としては、本児の進学希望先と学力を見据えた上での作業が第一位として位置づけられる。

児童福祉司は、この作業を施設職員と連携して本児の希望を取り入れながら目指す高校を絞った。そして、次の段階で通学を考慮しての施設選定作業に進んでいった。この点で情報提供は児童福祉領域以外に学校教育に関わる情報も必要とした。

また、このようなケースでは、子どもの性格や置かれている状況を踏まえ、施設とのマッチングを検討することが可能でもあり、それだけに選択肢はもう少しあったと思われる。また、実父の養育に対する姿勢も児童相談所や施設に一任し、積極的に関わろうとしない状況にあったことを考慮すれば、このような状況の下での措置先の選定には、かなりの社会的説明責任を担うことが想定される。子どもの最善の利益を保障するためにも、また説明責任を担保するためにも、第三者機関による選定に対する妥当性の確保が必要になってくると思われる。

2. 本ケースに対する措置変更受け入れ施設の意見は、「なぜ、当施設が措置変更先選ばれたのか。」というものであった。その選定理由が「通学に最も便利である」という説明のみだったので、「選定にはもう少し当施設の特色などを踏まえた評価があってもしかるべきだ」という思いがあったようである。

援助効果を向上させるため、施設内努力を日々している施設側からすれば、物足りない感覚もあったのだろう。このような点については、児童相談所と施設双方の日頃の緊密な理解の必要性があるかも知れない。このような緊密な関係により、児童相談所は施設の特色をより多く蓄積・共有することになり、施設側も援助効果を高めるための研鑽を積むことに繋がると思える。

3. 本ケースは、施設間における措置変更であった関係上、新たに施設間同士の情報交換のあり方についても考えさせられた。とりわけ、高校進学・受験の絡みで、本児の学習能力の情報提供について、施設間でのせめぎ合いが見られた。先に措置されていたのが教育委員会の設置の児童養護施設であるという特殊性ゆえに、成績情報の提供に難色が表示されたが、措置変更先の施設としては、当然知りたい情報であったに違いない。

子どもを措置変更後に引き受ける施設としては、その将来の進路も踏まえて、児童養護の専門施設・職員が使命を共有し、共に全うするためにも、垣根を取り払った歩み寄りが必要かも知れない。このような学力情報以外にも、措置の変更に絡んでは、各機関が持つ情報の透明化が必要である。また、プライバシーの確保の問題については、一定のガイドラインが必要である。

ケース No. 6	性別および年齢 男 15歳	ケース抽出上の類型 ・親や児童と児童相談所の意向が反したケース ・児童自らが積極的に施設入所を求めたケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は他県の児童相談所の児童福祉司。電話連絡後、子どもと児童福祉司が来所。2か月の一時保護の後、さらに2か月一時保護委託。</p> <p>主訴は、継父による虐待。厳しいしつけのため、約束違反の罰として2年前より、トイレで寝起き、食事も3割ほどしか貰えていない。通学していた中学校でもイジメにあっていた様子。</p> <p>本児、高校受験のことを考え、中学3年生に進級前に決心して家出。家出中を警察に保護されるが、帰宅を拒否する。身元が判れば家に帰らされると考え、一時保護中でも身元を明かさなかった。児童福祉法第28条の申し立てにより、児童養護施設に入所。親は虐待事実を認めず、審判書が届いても不満があったという。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>本児の施設入所希望を受け、処遇会議で施設を選定した。安全性の確保と継父に会わない所という本児の意見は反映された。児童福祉司による措置理由の説明は、保護者にも施設に対しても一致。保護者は虐待を認めず、子どもの引き取りを希望していたので、施設入所の説明はできず、措置決定施設の選択に保護者は関わらなかった。</p> <p>児童福祉司の意見として、施設評価は個人差があるので、保育所のように客観的な比較表があれば良い。施設に余裕がない地域では、子どもや親による選択がむづかしい。持っておきたい情報として、各施設のお小遣い・ゲームの扱いについて、同学年の子どもの人数、学校と施設の距離など。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>施設見学の日には施設生活の情報を説明。あえてパンフレットは準備せず、その子に応じた対応で話の仕方を工夫している。施設の考え方、担当保母、部屋、構成メンバー、学校の情報、施設から何人その学校に通っているか、高校進学の可能性、親との関わり方をどうするか、などを説明。</p> <p>処遇内容がその子にとって適切でないと考えられる場合、個々のケースにできるだけ合わせる準備がある。施設内のグループには15の選択肢があり、欠員があるグループの中から子どもが選べる。</p> <p>保護者の意向について、児童相談所から情報を得ている。情報提供に関しては、信頼関係の中で仕事をしている。措置の打診の時、なぜ当該施設が選ばれたのか理由を問うようにしている。保護者からの質問に対しては、できる限り答えるという姿勢。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童福祉法第28条による措置のため、ヒアリングできず。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>措置前の説明については、「親との面会は自分で決めたらいい」、「会いたくなかったら拒否できる」、「高校へも行きたくれば行ける」などを聞いた。</p> <p>施設の説明は施設の先生が来て、直接してくれた。「入所している子どもの数」、「不満があったら言ってもいい」、「手紙を出してもいい」とか話してくれた。通う高校の話は聞かなかった。里親制度については聞いていない。</p> <p>入所の決定の告知は2週間前くらいだったと思う。入所後の情報提供については、親のことについて聞いている。「もし高校に進学できなかつたら職業訓練校に行くことができる」と聞いた。また自立援助ホームのことも聞いた。施設生活については、特に不満はない。自由に外出できるし、小遣いももらえる。学校への不満もない。</p> <p>今後の情報提供について特に意見はないし、あまり良く分からない。</p>		



## ケース報告者からのコメント

本ケースの聞き取り調査から、いくつかのコメントを付しておくことにする。

1. A自治体には措置定員に余裕がないため、児童相談所にも子どもにも選択の余地がほとんどない。子どもの数が減ったにもかかわらず、ケース数は増加している。児童養護施設も虐待の場合、親との関係が大変なので受け入れがむづかしい場合がある。また、一時保護委託の場合は、委託費が安いので、施設側の受け入れが消極的という事情もある。
2. 本ケースの場合、児童相談所において本児の意見は良く聴かれている。本児は少しでも早く学校に行きたいと思っていた。その理由は、家を出て就労自立するために高校進学をしなければならないと焦っていたという。教育保障以前に、子どもが落ち着くまでの時間の確保、安心して迷い選べる期間と空間の保障のために、学校体制との連携も望まれる。
3. 保護者に対して措置理由を説明する場合、親による虐待事実を確認するが、「わが子だからこそ」という親の理由づけに対して、児童福祉司は「不適切」と述べる事しかできない。親のケア（ファミリーカウンセリング・親教育を含める）を担うシステムが必要と思われる。
4. 措置先の職員の話によると、親にとっては十分すぎるほど施設の情報がほしい場合が多いであろうが、施設側から与える情報を押さえなければいけないときもあるし、意図的に情報を統制すべき場合もある。当該設では、あえてパンフレットは準備しないで、子どもに応じた対応で話の仕方を工夫している。確かにその通りで、その子の状況に応じた関わりやアプローチが望ましい。しかし、一般的には、基本的な生活や特徴を紹介する資料があるほうが、子どもにとってより親切と思われる。
5. 当該施設は、年に1回保護者会を開いており、保護者に施設のオンブズマンになってもらいたいという。また、子どもにとって良い施設だけでなく、子を中心に親も一緒に施設も共に苦労して頑張っていきたいという姿勢が見られた。親には「親であるあなたの意向を尊重した子育てをしたい」と問いかけ、共に子どもの育ちを考えるという。  
さらに、保護者に多くを問わないという姿勢も見られた。そのことによって味方が敵になる場合があるからだという。情報公開のソフト面でも、子どもの権利擁護を中心として家族関係を整備しようと実践している施設と感じた。  
一方で、旧来からの指導員と子どもの人間関係づくりを中心にしている施設も見受けられる。いろいろなタイプの施設があれば良いわけで、それらの特徴を生かして選択がなされる可能性はある。

<p>ケース No. 7</p>	<p>性別および年齢 男 14歳</p>	<p>ケース抽出上の類型 ・保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース ・児童自らが積極的に施設入所を求めたケース</p>
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>被虐待児ということで身柄付通告。本児が親戚の家に行き、直接自ら施設入所を希望。保護者が施設入所に至る経緯の情報を求める。 実父と継母、4回の離・結婚を繰り返す。父親はアルコール依存、母親は精神障害（抑鬱）で、父による虐待があり、平成4年4月に児童養護施設に入所。小学校卒業と同時に家庭引き取り。しかし、中2に進級後、家出を繰り返す。家族関係も安定していないので、児童自立支援施設を検討したが、本児拒否し、児童養護施設に入所した。 伯父・叔母と本児とは親密な関係。父はそれらの親戚と仲が悪く、隠れて本児と連絡を取り合っていることが許せなかった。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>本児は、以前入所経験のある児童養護施設に入所を希望するが、保護者が当該施設に不信を持っており、本児にも保護者にも、それ以外の複数施設の説明をした。保護者は家庭引き取りを希望していたが、家出を繰り返すと考え、消極的ではあるが施設入所を受け入れた。 措置決定施設の選択には、保護者の避けて欲しい施設・地域（親戚の家の近く）を反映。子どもと保護者の意向が半分ずつ聞き入れられた。 施設に対しては親戚関係のこじれを説明、本児と接触させない旨を依頼した。しかし、本児には「非公式なら連絡を取り合ってもかまわない」と児童福祉司は伝えている。 保護者には冷却期間と伝え、親戚には連絡をとらさないと言明しており、両者への説明内容が異なっている。入所後、実際に本児が親戚と連絡をとっていることを保護者が知り、もめることになり、かつ児童養護施設への不信もつものることとなった。これは、親戚からの「一切会わない」という念書で落ち着いた。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>一時保護所に面接に行った時、資料としおりに持参。相手に応じて資料の分量は異なる。関係づくりに重点を置いているため、質問に答える形に対応。確認事項・依頼書・同意承認書のフォームを作り、入所時に署名してもらっている。 入所時の保護者からの希望は、本児に対して「できるだけ厳しくしてほしい」とのこと。本児は、施設措置に納得というより両親から逃げたく、「どこでもいいから寝るところがほしい」というのが真相。児童相談所からの情報で、実際の親戚関係のこじれが十分伝わらなかった。 児童指導員は、「子どもの心理状態が不安定なとき、情報提供の余地はほとんどなく、人間関係を作る方が先決」と考えている。 本児の一時保護中は、保護所に教護ケースが多く、児童相談所でも施設入所を急いでおり、十分な検討ができていなかった、と児童指導員は反省している。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>ケースの状況からヒアリングできず。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>保護者は以前入所していた施設への入所を反対していた。そうした親の意向の説明と「親の意向に沿っていきたい」という児童相談所の方針の説明を受けた。措置された施設以外の説明はなかった。里親についても説明なかった。措置の1週間前に決定の告知を受けた。 施設に入所後の情報としては、親が再三施設に連絡を入れ施設を困らせていること、施設からは、その都度、親の話の内容の説明を受けた。施設での生活に不満はない。すでに施設での生活の経験があったので、規則などにも抵抗はなかった。 今後の情報提供については、実際に生活してみないと分からないこともたくさんあると思う。事前の施設見学は特に必要とは思わない。</p>		

## ケース報告者からのコメント

このケースは、子どもが虐待を受けていたものであり、しかも両親ともに心理的・精神的な問題を抱えている。非常に難易度の高いケースである。

1. 情報提供の内容や方法は、人によって調整が必要であると考えられる。この問題が、本ケースでは象徴的に現れている。

虐待の事例ではよくあるが、本ケースでも児童相談所は、相談者の本人、伯父、叔母の話をよく聴いているが、保護者の話は必ずしも十分には聞けていない。本ケースの核心は、保護者の子どもに対する要望と子どもの要望とが異なることである。さらに、保護者と仲の悪い親戚と、子どもとが親密であるということも重なった。保護者はそのことさえ回避できたら、施設措置もやむを得ないと考えている。一方、子どもの方は、安全な場所が確保できたら、親戚と連絡を取りたいと考えていた。

このような状況の中では、各当事者を納得させるような調整には、かなりの時間を費やさなければならないであろう。しかも、現在の制度の中では、調整機関と措置執行機関とを共に担っている児童相談所だけで行わなければならないし、また子どもの身柄保護ということも眼前に迫っている状況にある。そのような中で創意工夫して情報加工しながら対応しているというのが現実である。その結果、場合によっては、子どもへの情報提供の中身と保護者への中身とが異なるということは、十分に起こりうる。このケースでは、結果としてそれによって、保護者が措置された施設に対して不信感を持つことになってしまった。

2. 本ケースでは、保護者が施設に対する不信感をすでに持っていたので、保護者の意向に反する方法をとれば、予期しないことが起きることを考え、保護者と子どもへの説明内容が異なることとなり、それが保護者の施設への不信感を増長させた。また、施設の方も、当初の児童相談所の説明からだけでは、親戚との関係がここまで徹底的に悪いことを、十分には理解・認識できなかったようである。

情報を関係者全員に開示して対処すること、児童相談所と措置先との情報の理解度を高めることについての検討の必要性を感じさせる。

3. ヒアリング調査をした施設の児童指導員は、特に情報提供以前の人間関係づくりを強調していた。とりわけ虐待や身柄付通告などで子どもが施設に措置されてくる場合、施設から情報を与えるよりも、ゆっくりと休養させる、あるいは話を良く聴くなどが大切である。また、保護者の側も引け目を持っているので、話を十分に聴き尽くすことが必要であろう。保護者の不信感・不安を取り除くことに、かなりの時間を費やすゆとりがほしい。情報提供というシステムの前段階としてのケアの必要性を感じた。

<p>ケース No. 8</p>	<p>性別および年齢</p> <p>男 16歳</p>	<p>ケース抽出上の類型</p> <p>・施設側が受け入れを拒否したケース</p>
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>生後3か月から乳児院に措置され、その後児童養護施設に措置変更。さらに、中学校で別の児童養護施設に措置変更されたが、指導困難になり自立援助の目的で、さらに里親に措置変更。その後無断外泊を繰り返す。</p> <p>中学時の措置変更は、小学校高学年で勉強もそこそこできたため、施設職員（院内学校の施設）から他施設の方が本人の発達に適切と意見が出され、本人も了承したもの。以後、院内学校のように成績が1位ではいられず、神経症（手洗い強迫）になり、普通科高校受験にも失敗。</p> <p>定時制に通うが、出席日数は3分の1程度。昼間の仕事も続かず、施設内破損、年少児への暴力のため、施設から退所するように言い渡され、1学期途中で里親宅へ。しかしながら、3日で無断外泊。友だちの家に行き、その母の紹介で新聞販売店に住み込むが、バイク事故を起こし、眼底骨折、販売店を追い出される。警察には、施設の児童指導員が身柄引き取りに行き、里親宅に連れて行かれる。</p> <p>里親宅で療養中に、前から措置されていた一人と喧嘩をし、同箇所を再骨折し、手術。もはや里親宅には戻せず、本人の希望で所持金20万円を持って、隣の自治体の友だちの家に行く。しかし、施設指導員に電話があり、本児が不安そうである旨、施設より児童相談所に連絡が入った。</p> <p>ヒアリング調査当日、本児に対して児童相談所に来所するよう児童福祉司は伝えていたが、来なかった。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>実母は遠くに在住。心身に障害があるので、措置が確定するまで説明しない方向。退所を要求された児童養護施設には、児童相談所も本児も戻れる可能性があるものと思っていた。しかし、施設は受け入れる余地がないということで、児童指導員から本人に明言するよう依頼した。</p> <p>そこで指導員が一時保護所を訪問・面接した。本人は話を聞いて荒れた。里親宅は2件を想定し見学をした。年齢的にもう施設措置はむづかしく、措置決定先の選択に子どもの意見は反映されず、選択肢もなかった。依頼した里親は経験豊かで、受け入れも「一人頼みます」という形で受け入れていただいている。</p> <p>児童福祉司は、里親という選択肢をもっと持ちたいと感じている。子どもに自分で選ばせたいと思うが、現状では、きっちりと詰めながら話し合うことはむづかしい。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>1回目の面接で、希望する仕事や居住場所について本人に聞くが、漠然とした答え。とにかく一時保護所を出たいと考えていることが明らか。本人の自立意志を確認するため、2回目の面接に行った。措置の日に「生活のきまり」を渡した。本人は父に世話になりたいが居場所がわからず、母に対して期待していた様子。</p> <p>本児の場合は、児童養護施設で頑張っただけでよかった。しかし、施設で不適應を起こすと、前の施設へ戻しても不適應のケースが多い。この場合、次のステップに進ませる必要がある。</p> <p>本里親宅は、「自立援助の家」として機能しており、子どもが自立を目指している場合、親の援助は必要ない。しかし、最終的には、本里親ではなく、別の里親宅に行くことになった。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>保護者が精神病院に入院中のためヒアリングできず。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>本児が不在のためヒアリングできず。</p>		

## ケース報告者からのコメント

このケースは、乳児期から施設で生活をしている男児のケースで、結果的に施設や里親を転々とする事になった。子ども自身の持つ問題とともに、ケアの困難さ、またそれに伴う情報提供を考えると、いくつかの課題があることが示唆された。

1. 情報提供の観点から、本ケースを見た場合、まず最初の児童養護施設から措置変更される際に、どの程度、本人に十分な施設の情報が流れていたかが問題となる。施設を変更する時には、ケースの見直しも含めて、当事者がどのような認識を持っているかを再度検討することも必要であろう。
2. ヒアリング調査を実施した児童福祉司の、以下のような意見が参考になる。
  - 1) 里親への措置に関しては、もっと選択肢を持っていたと思う。現在のところでは、2～3の里親さんしか手持ちがない。
  - 2) 子どもに自分で選ばせたいと思うが、子どもの状況が安定していないため、建設的に話し合うことはむづかしい。十分に時間をかけて、その子に応じて対応する余裕が児童福祉司には必要である。
  - 3) 特に、中学卒業年齢児童を預けられる場所がない。彼らの多くは現実を直視することを嫌がり、一つ一つ話を詰めていくことがむづかしく、児童相談所に来てから短期間で人間関係を創り上げることは非常に困難である。
  - 4) 情報提供には矛盾がある。つまり、なまじ選択肢があると子どもが落ち着かないということもある。児童福祉司が、子どもからの緊急発信を受け止められるセーフティネットを作っておいた上で、ある程度、子どもを追いつめる状況に置くことも必要な場合があるのではないか。
3. 乳児院から児童養護施設へ、さらに、その児童養護施設から別の児童養護施設に、そして、そこで問題行動が顕在化して、里親へ、また無断外泊という問題から、別の里親へと、自分の居場所を見つけられない本児の状況は深刻と言える。それぞれの移動の時を考えると、単に情報提供ということだけでなく、子ども自身の持つ問題への自分自身の認識や、友だちづくりといったケアも必要であろう。問題を深刻化させているケースについては、再度調整するシステムが求められると思う。
4. ヒアリング調査を行ったのは、初めて里親措置された委託先であったが、そこは実質は1か月半しかいなかった。関係づくりがむづかしい子どもには情報提供のシステムだけを整えても不十分であろう。いかにケアして、安定してくれるかという福祉の方法論が重要である。
5. 個人の権利を考える時、その個人を取り巻く資源との関係性を前提としない権利の考え方が、逆に人と人との関わりを切ってしまうことがある。自分で選択する時あるいは自己決定の際には、援助者との信頼関係、人間関係が構築されている必要があるという点を強調しておきたい。

ケース No. 9	性別および年齢  女 14歳	ケース抽出上の類型  ・複数の児童養護施設を紹介したケース ・児童自らが積極的に里親委託を希望したケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談は、母子、同居中の母方祖父および中学教員が、児童相談所に来訪。「母親は精神障害（ただし、母親本人は認めていないため、治療できず）であり、娘に対し身体的および心理的虐待が高揚してきた。何とか子どもを母親の元から引き離したい」と申し出る。</p> <p>心理的虐待の内容は、病院で取り違えられた子どもで実子ではない、食事に本児が毒を入れたなどを繰り返し発言すること、また、身体的虐待としては、髪をつかんで引きずり、殴るなどであった。</p> <p>本児が11歳の時、警察からの身柄付通告で一時保護し、その後児童養護施設入所（当時母親は入院）の経歴がある。今回は子どもの希望で里親委託となった。本児は里親家庭にうまく適応し、現在里親家庭からの高校進学を目指している。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>一時保護開始当日に受理会議があり、以前入所経験のある施設への入所を処遇方針としてたてた。一時保護中にワーカーが、本児に「母親を入院させることはむづかしい。あなたが家に帰っても状況は変わらないだろう。祖父と伯父の意向は、施設に入れてくれると安心だとのこと。あなたはどうか考えるのか」と聞くと、「家には帰りたくない。前の入所の時、施設でいじめられた。同じ時期に、時保護中であつたほかの子どもで、里親に決定したものもあり、自分も里親家庭に行きたい」と答えた。</p> <p>その後の処遇会議で、本児が希望する里親委託と決定した。児童相談所は本児の安全を確保するため、母親（親権者）には現在まで本児との面会や連絡を直接させず、親族（母親と同居中の祖父、別居の伯父・母親の兄）と情報を交換している。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>経験豊富な里親夫婦である。児童相談所との信頼関係がすでに成り立っており、児童相談所からの委託をいつも全面的に受け入れている。本児が児童福祉司と一緒に里親家庭を訪問した時に、学校のことや生活の様子を説明した。</p> <p>母親が病気で本児を育てられないことなども児童相談所から事前に説明があつた。母親とは会っていない。保護者の祖父については、「本児を連れてきた時一度会ったきりの状況からみて、多分安心しているからだろうと思う」と述べていた。</p> <p>措置されて一年たつが、何か変化があるときには児童相談所に連絡しながら、自分の子どもを育てた経験に準じて世話をしている。本児の方から1～2度連絡して、伯父が来て洋服を買ってくれた程度で、家には一度も帰っていない。来年が高校受験で、是非合格して里親の元で後3年暮らしたい意向なので里親も応援している。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>ケースの事情から実施されず。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>里親宅での生活の様子、親族の様子、入学する学校などについて説明を受けた。小遣いをどれくらいほしいか、持ってくる荷物のこと、門限が5時であるということなど。小学5、6年と児童養護施設で生活したが、そこへ再度行けるかどうかわからないことで里親について知らされた。説明を受けて自分でも希望し、里親さんの家に見学に行き、里親さんも自分も了承したので、すぐに委託された。</p> <p>委託後に受けた情報としては、伯父さんが面会に来て、母親の状態を聞いた。その他、担当の児童福祉司に手紙や電話をして家の様子を教えてもらった。生活の上での不満としては、門限が早すぎる。しかし仕方ないと思う。</p> <p>今後の情報提供については、門限のことを教えてほしかった。</p>		

## ケース報告者からのコメント

このケースは母親の精神障害による身体的・心理的虐待という、非常に困難なケースである。このケースの聞き取りを実施しての課題や提言を述べてみたいと思う。

1. 一般に、年長の被虐待児の場合、里親委託をあまり想定しないが、このケースでは子どもの希望を児童相談所が取り入れ、子どもの意見を尊重したサービス提供に努力した点は非常に評価できると思う。このケースのように、中学生や高校生対象の（被虐待児を含む）養育里親の確保の必要性を、担当の児童福祉司も指摘されていた。この場合、養育だけではなく、心理治療の力量のある里親を育成することも求められる。  
現在の社会的養護の現状を考える時に、やはりサービスの選択肢が非常に少ないと感じるが、有効な情報提供を行うためには、このような諸々のサービスを整備する背景となる資源を確保することも必要だろう。
2. このケースでは、児童相談所から子どもへ、また、児童相談所から措置先への入所理由の説明に矛盾がない。母親の精神障害への対応も評価できる。児童相談所と里親との信頼関係と、細やかな連絡で子どものためのサービス提供が非常にうまくいったケースであると考えられる。
3. このケースの母親は、15歳で子どもを産んでいる。担当の児童福祉司によると、「基本的には子どもに対して愛情のある母親であるが、現時点では妄想の世界にいる」状況にある。  
主訴を受理した前後から、児童相談所の職員は母親と直接面接する機会がなく経過している。また、母親は生活保護も医療サービスも受けず、家にじっとしている様子であることが非常に気になる。祖父が母親と同居してはいるが、何らかのかたちで、在宅サービスを提供する必要があるとも思える。精神障害や若年の母親に対して、ホームヘルパーや家事援助サービスといった訪問指導ができるサービスも今後、必要になってくるように思う。
4. 保護者と子どもに措置先の情報をよりよく提供するために、各施設の日常生活がよくわかるようなビデオといった視覚資料が欲しいと担当の児童福祉司が指摘されていた。この児童相談所の管轄の施設では、地域の施設全体の取り組みとして、現在施設でどのような情報を子どもに提供するかを検討し、手引きを作成中である。この成果が待たれる。

<p>ケース No. 10</p>	<p>性別および年齢</p> <p>男 15歳</p>	<p>ケース抽出上の類型</p> <p>・施設側が受け入れを拒否したケース</p>
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談は措置先の施設から。主訴は、「本児が他の入所児へいやがらせ（頭をたたくなど）をしており、施設では対応できないので、今後のことについて相談をしたい」とのことであった。</p> <p>本児は、同施設に10年近く入所している。5歳の時の初回措置理由は、両親の行方不明。9歳の時に両親が現れ、一旦引き取られたが、父親の虐待により家出し、同施設に逃げてきた。このようなことが何度か繰り返され再入所。それから約6年後、今回の状況となった。</p> <p>一回目は、20日間の一時保護後、施設での行動を改める約束をして施設に戻った。しかしその後一か月もたたないうちに約束を破り、また他児を殴ったので、再度一時保護となった。</p> <p>本児は施設に帰りたがったが、施設側が拒否した。母親は初め本児の家庭復帰を希望したが、経済的理由もあり、本児自身は家には帰りたくない意向であった。高校進学をさせたい母親と本児の希望で、高校進学を約束してくれた施設へ入所となる。その後、高校に合格し、現在は高校1年生として施設で順調に生活している。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所は、措置変更の理由が本児自身の問題行動であることを、本児、新しい施設、母親に同様に説明している。本児が9歳の時の施設入所理由は、父親からの虐待であるが、両親ともに虐待をしていることへの自覚がなく、しつけであると理解している。新しい措置施設には過去の虐待歴も説明している。児童福祉司は施設が受け入れを拒否した際にも本児の意見をよく聞いている。慣れた施設に居たいという本児の意向、そして家庭復帰させたいという母親の意向も良く聞いた上で、現実との矛盾を指摘し、他施設への入所という妥協案を双方に納得させた。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>施設長にヒアリング。当該児童相談所管轄地以外の施設であったが、本児の一時保護中に面談のために来訪し、施設での生活場면을詳しく子どもに説明した。この施設では日頃から、子どもと保護者が知りたい施設の詳しい情報（小遣い、面会、日常生活、電話、通学対象校など）を管轄の児童相談所に預けている。今回もケース資料を事前に受理し、最初からケースの状況をよく把握した。入所時に来訪した母親にも、施設での処遇方針を細かく説明している。親の元に将来は帰って欲しいので、親子関係が改善されるように、面会や外泊、親との情報交換にも力を入れている。保護者や子どもが施設を選択できたらいと思うが、施設としては児童相談所の判断にゆだねている。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>ケースの状況からヒアリングできず。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>より近い自治体の施設を希望したが、その地域では定員に余裕がないため、近隣の他県になりそうだと説明された。自分としては、祖母に会えなくなる、また友だちに会えなくなる等の不安があったが、祖母宅への帰宅も可能であること、友達も日時を経ればその施設で新たな友だちもできるなどの説明を受け安心した。里親については特に説明は受けなかった。自分としては、既に施設生活の経験もあり、里親についても知っていた。入所決定の告知は措置の1週間くらい前だったと思う。</p> <p>入所後の情報提供については、特になかったが、施設が今年の夏休みから自宅に帰れるように取り計らってくれた。施設生活での不満は門限が午後6時になっていること、友だちと遊んでいても自分だけが帰るわけにいかず、7時ごろになるときもある。「門限を延ばしてほしい」と訴えると、遅くなるときは電話を入れることになった。</p> <p>今後の情報提供については、小遣い、門限、私物の持ち込み、遊びに行ける範囲、公衆電話の有無などを、事前に説明してほしい。</p>		



## ケース報告者からのコメント

このケースは、長期間施設で生活していたが、本来の養護問題の深さから子どもの問題行動が年齢が上がるにしたがって顕在化し、措置変更を余儀なくされたものである。このケースから課題と問題点を検討してみたいと思う。

1. このケースを担当した児童福祉司は、なぜ暴力をふるうのかについての子どもの考えにも良く耳を傾け、子どもが今まで住み慣れた施設をなぜ離れなければならないのかについても子どもが納得のいくまで説明している。ここには単に情報提供ということだけにとどまらないソーシャルワークの取り組みが見られる。
2. 母親はいまだに本児が家庭復帰できないことに不満をもっている。児童相談所側からすると、過去に父親からの虐待を受けていたことを確信しているものの、両親ともにそれを虐待とは認識しておらず、しつけの一環として見ていることから、今回の措置変更については、虐待歴に一切触れずに対処している。したがって、家庭復帰できない理由については、両親の経済的な面や進学あたりしか説明していない。家族のダイナミクスへの治療的手法が求められることを痛感するケースである。

夏休みの2週間、本児が実家に外泊した折にも、やはり父親を怖いと思ったという。しかし、今回の措置にあたって、虐待者である父親とは面談することはできなかった。あと2年ほどすると、本児は施設を出ていかなければならない。子どもの保護のために、児童相談所があえて過去の虐待の件に触れずにケースの保護を進めているジレンマを、また子どもの自立ということに期待をかけざるを得ない現状に対して心が痛むケースである。

子どもの将来や最善の利益を考えると、父親と子どもの関係を改善するために、カウンセリングなどのサービスが必要であることを、つくづく思い知らされるケースである。同時に、虐待に対する一般の認識や概念が深まることで、このような親の養育を親自身で振り返ることに繋がるかも知れない。

3. 一時保護中に施設長が子どもを面接した際に、施設での実際の生活場面での詳しい説明を子どもにしたが、児童福祉司としては、そのような詳しい内容を児童相談所にも提供してほしいという意向があった。

現行の制度では、子どもの保護に関して、児童相談所は報告を受け、また指示を出すことが規定されている。しかし、現状の業務の内容をみると、これはよほどのことで、常時行われているわけではない。専門的に施設の情報を拾い上げるシステムを構築する必要があると思う。

ケース No. 11	性別および年齢 女 9歳	ケース抽出上の類型 ・保護者が強引に引き取りを要求したケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は、実母。母親は精神障害のため、治療中であり不安定。「子どもの世話が思うようにできないので預かって欲しい」と申し出た。本児も、その時点では施設入所を希望していた。しかし第一回目の一時保護（3日間）で、母親の気が変わり、強引に子どもを引き取った。その後、再度母親が「子どもを施設に預かって欲しい」と願い出たが、またしても一時保護中に気が変わり、11日目に子どもを引き取っていった。</p> <p>母親から同年中に3回目の施設入所の依頼があり、一時保護後に初めて施設に入所した。しかしながら、入所後7か月後に「子どもと一緒にどうしても暮らしたい」と引き取りの申し出があった。母親の主治医を始め、多種の関係機関と協議した結果、措置解除となり、本児は家庭復帰した。</p> <p>現在は、各種機関のサービスを受けながら、母子は一緒に生活している。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>母親から本児の施設入所の依頼を受けたが、児童相談所としては複数の施設の情報提供はしていない。しかし、このように不安定で複雑なケースでは、児童相談所の専門的視点で一つの施設を前もって選択したのは必ずしも問題があるとは思われない。</p> <p>本児の意向を児童福祉司が聞くと、「母親の症状がよくなるまで施設に行きたい。できたら中学2年くらいには帰りたい」と言った。児童福祉司は、「母親がよくなったら、もっと早く帰れるかもしれない」と説明した。</p> <p>施設にも入所理由を細かく説明しており、施設と児童相談所は常時状況の変化についてなどの連絡を綿密に取り合っている。児童福祉司は家庭訪問、施設訪問も頻繁に行い、また学校関係者や母親の主治医の意見も取り入れて情報収集を敏速に行った。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>措置先の施設は、児童相談所からケースの資料を受領し、本児の入所理由を理解した。また、「母親が安定している時には、どんどん母親との面会や外泊もして良いが、不安定な時は避けるように」との指示も受けた。入所当日には母親が子どもに付き添って来訪したことから、母親が子どもを可愛く思っている気持ちを受け止め、施設側は入所以降も引き取りをめぐる揺れ動く母親の気持ちを聞き取り、児童相談所との連絡を密に取った。</p> <p>母親の気持ちと共に揺れ動く本児の意向（家に帰りたい、あるいは施設にいたい）も随時聞き、また日に何度も電話で本児を引き取りたいという母親について、その都度児童相談所に連絡し対処した。</p> <p>全般的にみて、このケースのように、「目標が決まっていると、自分の将来の目的や、入所中の生活意義を見いだして、子どもが生き生きすることが多い」と職員は述べていた。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>ケースの状況によりヒアリングできず。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>ケースの状況によりヒアリングできず。</p>		

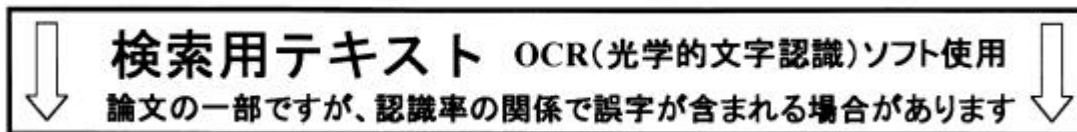
## ケース報告者からのコメント

このケースは、母親に精神障害があるため、何度も施設措置と引き取りを要求した難易度の高いケースである。このケースからの課題等を述べたい。

1. このケースでは、児童相談所からの、母親、措置先、子どもへの措置理由の説明はすべて一致していた。(母親の精神疾患のため養育困難)
2. 児童相談所は、子どもと母親に対して、一つの施設を前もって選択し、複数の施設の情報提供は行っていない。しかし、このようなケースの場合、要保護児童とその家族のためには、どの施設が最適であるかは、専門家の児童相談所の判断に任せる方が賢明であろう。
3. 今回の聞き取り調査では、措置先を施設としておこなったが、現在子どもはその施設から退所し、母親と生活をしている。施設の職員は、今でもいろいろな電話相談を母親から受け、また時々施設や児童相談所のスタッフ等が様子を伺いに家庭訪問して見守っている。
4. このケースでは、施設入所から家庭復帰への措置変更の必要性を判断する際に、児童相談所の児童福祉司、地域の民生・児童委員、小学校教師、福祉事務所の職員、そして施設の職員による合同協議会を開いた。施設の職員が要望していたように、できることなら、すべての養護ケースについて、何か問題が起きた時だけでなく、定期的に協議会を開催し、各ケースの実状把握ならびにケース目標についての再検討を実施することが理想的であろう。
5. 小学校高学年以上の子どもの場合、子どもが事前に施設を訪問して情報収集できるようにするのが理想的であると、児童福祉司は述べていた。

最後に、児童相談所の児童福祉司による保護者や子どもへのヒアリング調査を実施した感想としては、次のようなものであった。

1. 処遇決定に際して、全体として、保護者の意向や考えが重視されているような面が感じられた。施設入所には保護者の同意が必要であり、施設が不足している地域では、子どもの意見を十分反映することは困難な面もあるが、今後留意していくべき点である。
2. 子どもに対する情報提供では、多くは入所前に施設の生活(規則、行事、学校のこと等)について具体的な情報提供を望んでおり、現状の説明では不十分と感じている。情報提供の方法として、施設見学を希望する者が多い。
3. 施設入所後も、寮や居室の変更等、子どもが生活していく上で重大なことも多い。こうしたことは、一般に施設の判断で進められることになるが、この点についても子どもに十分な説明をし、納得が得られるよう、施設において工夫すべきであると思われる。
4. 情報提供に関して、保護者からの特別な強い要望はなかった。



## 1,はじめに

これまでの社会福祉の制度や施策は、人間の生存権をはじめとして生活・教育などの諸々の社会権を確保すべく取り組まれてきた。しかし、現代の社会においては、単に社会権の獲得だけではなく、個人の意志や人身の自由などの自由権をも保障する方向へ向かっている。つまり、社会権の確立と同時に、自由権をも社会福祉のシステムに組み込むことを想定し始めたと言える。これは、第二次世界大戦以降、個人の尊厳を尊重する人権思想が世界的な潮流となったこと、さらにはその中で、社会が個人を恋意的に扱うことへの反省がある。

1994年に日本でも批准された児童の権利に関する条約では、子どもにも大人と同じく市民としての観点から、子どもの社会権と自由権とを認めている。そこでは単に大人から一方的に庇護されるだけの存在ではない一人の人間としての尊厳を見いだすことができる。この児童の権利に関する条約の国内での発効に伴い、児童養護施設等に措置される子どもに対して、権利を説明する小冊子が配布されるようになったことや、児童相談所と施設とが、それぞれに家族と子どもへの支援計画を策定することになったこと、また施設でのケア基準の策定など、個別の子どもや家族へのきめの細かい援助とその場合に社会が担う説明責任(accountability)を確保しようとしていることは、前述の自由権保障の流れにそったものとして評価できる。しかし、真の意味での自由権を保障するためには、子どもや家族の意志が十分に表明されることが必要である。そして、個人の意志が十分に表明されるためには、意志を形成するための情報が的確に提供され、当事者によって、それらが吟味されていることは欠かせない条件である。

今回実施された調査は、児童養護系の施設、特に児童養護施設と児童自立支援施設、里親に措置委託された子どもと家族とが、どのような情報提供を受けているかの実態を調べたものである。